

一宮市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、下記の通り指定納付受託者を指定したので、一宮市会計に関する規則（昭和40年一宮規則第12号）第17条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月19日

一宮市長 中野正康

1 委託に係る保険料等の種別

- (1) 介護保険料
- (2) 後期高齢者医療保険料
- (3) 保育料（特定教育・保育等利用者負担額、保育所入所負担金、給食材料費収入、日本スポーツ振興センター保護者負担金）
- (4) 放課後児童クラブ利用手数料
- (5) 市営住宅家賃

2 委託先の所在地及び名称

東京都文京区本郷三丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社

3 指定日

令和6年4月1日